



柿崎直治

中子町有地汚染土壌処理設計の特命随意契約の疑問点について

自治体が契約を結ぶ場合は原則、入札によることが地方自治法で定められており、例外的に法が定める条件に合致する場合に限り入札によらない随意契約が認められています。当町においても財務規則123条3項においてそれらを定めています。しかし、今回株式会社環境科学センターと特命随意契約した中子町有地汚染土壌処理設計は湯沢町財務規則に定められた各項に該当せず違法な契約であると考え以下について質問します。

中子町有地汚染土壌処理設計の特命随意契約について

質問

(株)環境科学センターについては事前に調査したか。

町長答弁

会社の自身等の調査はしていなかった。

質問

(株)環境科学センターの業務内容を知っていたか。

町長答弁

土壌汚染改善調査などを業としている法人であるということは確認しているがそのほかについては知りません。

質問

この会社は今年1月に設立された会社であるが、8月1日に設立当初の業務内容

一般質問

容に新たに産業廃棄物運搬処理業務が追加された。この業務内容の追加はノリタ光学跡地の土壌処理業務まで請け負う為に新たな内容を追加したのではないかと私は思っている。町長はこの業務内容変更を本当に知らなかったか。

町長答弁

業務内容変更については私は知りませんでした。

質問

私の記憶では9月議会での他議員の質問の中で町長は元環境庁事務次官の炭谷先生から紹介があったと答弁したのを聞いた記憶があったが、いずれにしても(株)環境科学センターとの契約について第三者からの紹介、推薦などがあったか。

町長答弁

第三者からの紹介、推薦などについては私は記憶にありません。7月19日に事業提案者が処理業者を連れてきて自分達の資金で調査をさせてくれと言う話があったのが最初です。

質問

ノリタ光学跡地の買い手側である桂仁会の西村理事はさる新潟の月刊誌によれば(株)環境科学センターの取締役でありかつ設立発起人であると記載されている。買い手側が深く関与している会社に汚染処理設計を委託するのは如何なものか。町長はこの事案を知っていたか。また、(株)環境科学センターへの特命随意契約の真の理由は何か。

町長答弁

この雑誌の記事自体は知っていたが自身については知らなかった。特命随意契約の理由については先方が8月にも土地を売却してもらいた

中子町有地汚染土壌処理設計の調査結果について

いという申し出があったので緊急を要するということから特命随意契約をした。

質問

土壌汚染処理設計結果では8億7千万から13億の処理積算価格が示された。これは全額町の負担となる。9月の説明会では今後情報を公開し町民の理解を求めてゆくと言っていたがその約束は未だ果たされていない。何時この計画の経緯を町民に説明するのか。

町長答弁

現時点では9月14日以降この計画の進展がなく、町民に説明できる現状ではありません。これも相手がやることだからなかなか前に進んでいないのが現状です。今後は冷静に考えて事を進めて行きたいと考えております。